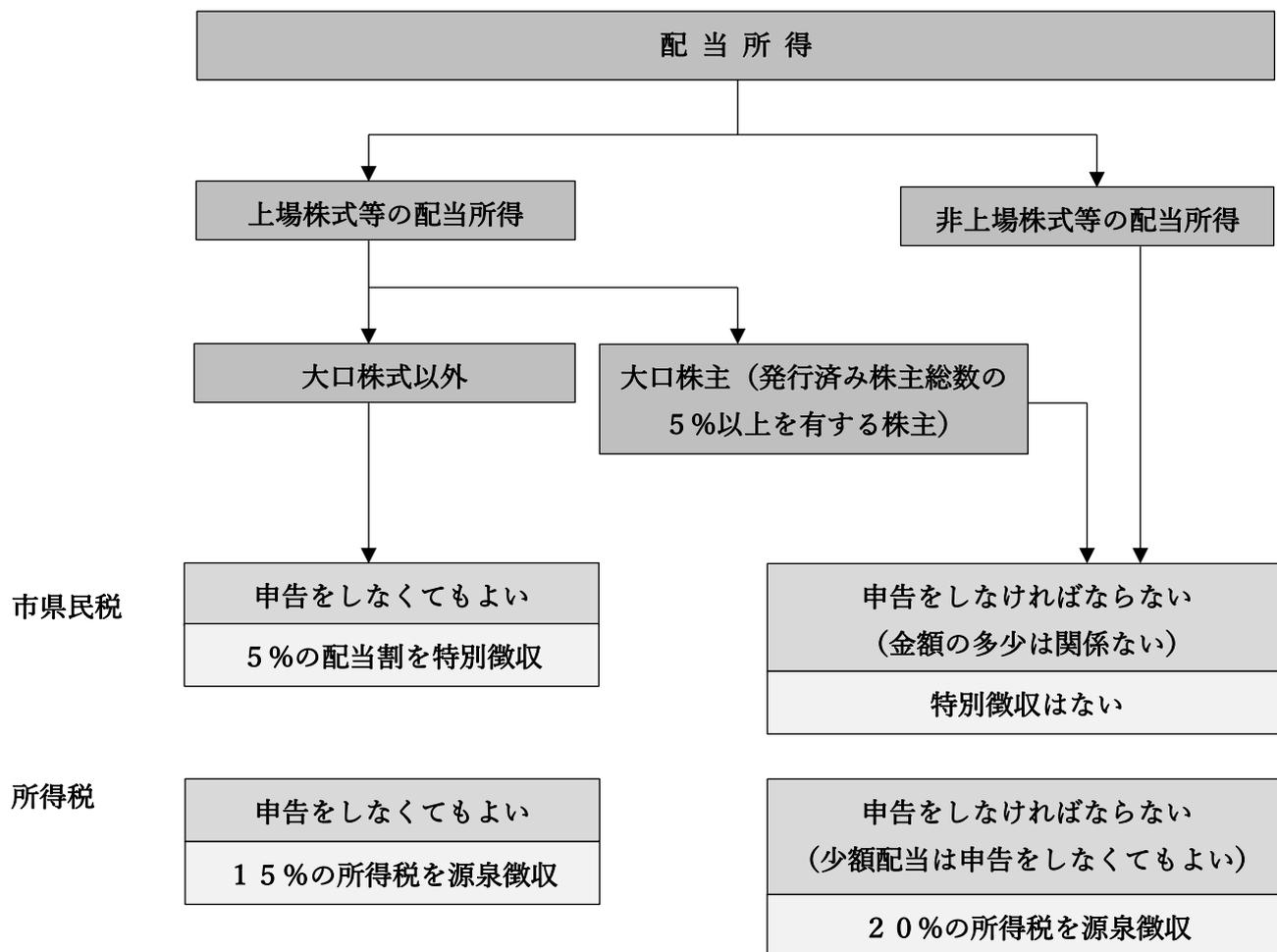


配当所得



※少額配当とは、1銘柄1回の支払が
5万円（年1回決算の場合は10万円）
以下の配当のことです。

申告をしなくてもよい場合でも、申告をすれば総合課税され配当控除も適用されます。
また、特別徴収された配当割額が所得割から、源泉徴収された所得税額が所得税から差し
引かれます。そして、控除し切れなかった分は、還付されます。

《申告するのと申告しないのとで、どちらが有利かは人によって異なります。》